健第400号

令和２年６月25日

公益社団法人富山県医師会長

各　郡　市　医　師　会　長　　殿

　各　公　的　病　院　長

富山県厚生部長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る「疑似症患者」の届出について

　平素より、本県の厚生行政の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

　新型コロナウイルス感染症患者の届出基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第１項及び第14条第２項に基づく届出基準等について（一部改正）」（令和２年５月13日付け健感発0513第4号）において知らせしたところですが、下記のとおり再度周知いたします。

　なお、届出は最寄りの厚生センター・支所又は富山市保健所まで御連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

１．令和２年５月13日付け通知により、届出基準が変更となっています。疑似症患者も届出が必須となりました。

２．新型コロナウイルス感染症を疑い、PCR検査や抗原検査等を実施する場合は、

疑似症患者の届出を直ちに行ってください。

３．「感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について」（令和２年５月29日付け健感発0529第２号）に基づき、HER-SYSへの入力により、発生届の届出をお願いします。システムへのアクセスに必要なログインID等の発行については、各厚生センター・支所又は富山市保健所へお問い合わせください。

事務担当：健康課感染症・疾病対策班

冨澤、三井

TEL　076-444-4513